

郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱

令和6年9月6日制定
令和8年9月16日最終改正
[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第21条第1項及び第36条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するために必要な資格に関し、有資格業者名簿の登録に係る資格（以下「資格」という。）の申請手続、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 別表第1の(1)に規定する業種をいう。
- (2) 測量等 別表第1の(2)に規定する業種をいう。
- (3) 物品調達 別表第1の(3)に規定する種目及び業種をいう。
- (4) 役務の提供等 別表第1の(4)に規定する業種をいう。
- (5) 修繕 物品の修繕及び建物、設備その他の構造物の修繕をいう。
- (6) 市告示 規則第21条第3項及び第36条第2項の規定により公示する競争入札に参加する者に必要な資格に関し、有資格業者名簿の登録に係る申請手続、審査その他必要な事項を定めた告示をいう。

(資格審査の申請等の時期)

第3条 資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の受付期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

- (1) 定期の申請（以下「本登録申請」という。） 西暦の偶数年の10月及び11月のうち市告示で定める期間
- (2) 前号以外の申請（以下「随時登録申請」という。） 前号の申請を行う年度の翌年度の4月1日から翌々年度の9月30日までの期間（ただし、有資格業者の組織改編等に伴う合併、会社分割、事業譲渡等に伴う申請の場合は、翌々年度の1月31日までの期間とする。）

2 申請書等における資格審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本登録申請 本登録申請を行う年度の7月1日
- (2) 随時登録申請 申請日の属する月の1日

(申請書等の提出)

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書等（第2号から第5号までに定める申請書等については、登録を

希望する区分（以下「登録区分」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。

(1) 共通

ア 郡山市競争入札参加資格審査申請書（第1号様式（その1）及び（その2））

イ あらかじめ入札及び見積、契約の締結及び履行並びに代金の請求、受領等の権限を委任する支店等（以下「委任先」という。）を指定する者にあつては、委任状（第2号様式）

ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し

エ 第3号から第5号までに定める登録区分へ申請する者にあつては、審査基準日の直前2年の各営業年度の財務諸表の写し

オ 次に掲げる国の税目において、未納がないことが確認できる証明書又はその写し

（ア）法人税

（イ）申告所得税及び復興特別所得税

（ウ）消費税及び地方消費税

カ 市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）及び市内に支店等を有する者にあつては、審査基準日から直近2年度分の次に掲げる本市の税目において、納付されていることが確認できる証明書又はその写し

（ア）法人市民税又は個人市民税

（イ）固定資産税及び都市計画税（納税義務のある者に限る。）

（ウ）軽自動車税（納税義務のある者に限る。）

（エ）国民健康保険税（納税義務のある者に限る。）

キ 市外に本店を有する者及び市外に委任先を指定する者にあつては、審査基準日から直近1年度分の当該所在地における法人市区町村民税又は個人市区町村民税において、未納がないこと又は納付されていることが確認できる証明書又はその写し

ク 中小企業団体にあつては、中小企業団体構成員名簿の写し

(2) 建設工事

ア 建設工事における登録希望業種等申請書（第3号様式）

イ 審査基準日の直前の営業年度の終了日の直前1年に係る総合評定値通知書の写し

ウ 建設業の許可を受けていることを証する書面の写し

エ 市内業者にあつては、外注費計算表（第4号様式）

オ 市内業者にあつては、主観的事項申告調書（第5号様式）及び同様式において提出を求められている添付書類

カ 経常建設共同企業体にあつては、建設共同企業体協定書の写し、各構成員に係る前号に規定する書類（同号エに規定するものを除く。）及び本号イからオまでに掲げる書類の写し

(3) 測量等

- ア 測量等における登録希望業種等申請書（第6号様式）
- イ 測量等審査調書（第7号様式）
- ウ 契約実績調書（第8号様式）
- エ 測量等技術者資格一覧表（第9号様式）
- オ 営業に関する登録を受けている者にあつては、その登録証明書の写し

(4) 物品調達

- ア 物品調達における登録希望種目等申請書（第10号様式）
- イ 契約実績調書
- ウ 印刷・製本に登録する者にあつては、印刷物取扱等調査票（第11号様式）
- エ 営業に関する許可、認可、登録等の証明書の写し

(5) 役務の提供等

- ア 役務の提供等における登録希望業種等申請書（第12号様式）
- イ 登録希望業種に係る受注可能業務調書（第13号様式）
- ウ 契約実績調書
- エ 必須資格等一覧表（第14号様式）
- オ 必須資格等を証する書類の写し

2 前項に規定する登録区分及び業種又は種目は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 登録区分毎における登録業種等の数の上限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 建設工事 7業種

(2) 物品調達 4種目

(資格審査等)

第5条 市長は、審査基準日における次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 経営規模

- ア 資本金額
- イ 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- ウ 審査基準日の前日における営業に従事する常勤の従業員数

(2) 経営状況

ア 審査基準日の前日までの営業年数

イ その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項

2 市長は、前項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる登録区分において、当該各号に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 建設工事 総合評定値通知書における、登録業種の完成工事高

(2) 建設工事以外 審査基準日における、当該審査基準日の直前2年の各営業年度における登録業種又は登録種目の年間平均取扱高

3 市長は、建設工事に申請をした市内業者について、別表第2の基準により審査し、等級別の格付を行うものとする。

(資格の認定)

第6条 市長は、前条の審査及び格付をし、資格の認定を行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の認定を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）

各号のいずれかに該当する者

(2) 本市との契約において、次のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの

ア 契約の履行に当たり、故意に建設工事、測量等、役務の提供等若しくは修繕を粗雑にした者、物品調達の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な履行をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

(4) 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者

(5) 申請書等に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年を経過していない者

(6) 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者

(7) 建設工事の請負契約にあっては、審査基準日の直前の営業年度の終了日の直前1年に係る経営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による

総合評定値通知書において工事種別年間平均完成工事高のない者

(8) 建設工事の請負契約にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外される場合を除く。）

(9) 測量等、物品調達又は役務の提供等にあつては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者

(10) 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者

(11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行い再生手続開始が決定した後に再生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）並びに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行い更生手続開始が決定した後に更生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）

（有資格業者名簿への登録等）

第7条 市長は、前条の規定により資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）については、各登録区分における有資格業者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録するとともに、審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

2 有資格業者名簿は、契約検査課長が管理し、市のウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。この場合において、公表内容は、個人情報の保護及び競争性の確保の観点から商号又は名称、住所又は所在地、登録業種又は種目、業者番号及び電話番号とする。ただし、建設工事に係る有資格業者名簿においては、第5条第3項の規定により格付を行った等級及び別表第2における総合点も併せて公表するものとする。

（資格の有効期間）

第8条 資格の有効期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

(1) 本登録申請 本登録申請を行う年度の翌年度の4月1日から翌々年度の3月31日まで

(2) 随時登録申請 申請日の属する月の翌々月の1日から前号における有効期間の最終日まで

（申請事項の変更等）

第9条 申請者又は有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたとき又は廃業することとなつたとき（許可、登録、資格等が要件であつた場合において、当該許可、登録、資格等が失効し、又は取り消された場合を含む。）は、遅滞なく、競争入札参加資格審査申請事項変更届（第15号様式）及び当該変更事項等を証する書面を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 代表者の氏名又は職名

(4) 委任先の名称

(5) 委任先の所在地

- (6) 内部受任者の氏名又は職名
- (7) 組織
- (8) 登録業種（削除する場合に限る。）
- (9) 保有する許可又は登録の内容
- (10) 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立
- (11) 民事再生法に基づく再生手続又は会社更生法に基づく更生手続の開始若しくは廃止の決定
- (12) 民事再生法に基づく再生計画又は会社更生法に基づく更生計画認可決定
- (13) その他特に事業の内容に変更を来す事項

2 申請者又は有資格業者が、保有する許可又は登録の内容を変更せず更新のみをした場合は、前項によらず、当該内容を証する書面のみを市長に提出するものとする。

（資格の認定の取消し）

第10条 市長は、有資格業者が第6条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことができる。

（民事再生又は会社更生に係る届出等）

第11条 民事再生法に基づく再生計画認可決定又は会社更生法に基づく更生計画認可決定を受けた有資格業者（以下「再生又は更生計画認可決定者」という。）は、当該再生計画認可又は更生計画認可（以下「再生又は更生計画認可」という。）の決定を受けた日（以下「再生又は更生計画認可決定日」という。）以後、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、全ての書類の提出に相当の期間を要するときは、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を優先するものとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請事項変更届（第16号様式）
- (2) 再生又は更生計画認可決定書の写し
- (3) 再生又は更生計画認可決定の登記をした登記事項証明書又はその写し
- (4) 定款又は代表者若しくは受任者に変更があったことを証明する書類（当該変更があった場合に限る。）

（再申請に係る申請書等の提出）

第12条 再生又は更生計画認可決定者は、前条第1号の書類の提出後、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出して資格の再審査の申請（以下「再申請」という。）をしなければならない。

- (1) 第4条に規定する申請書等
- (2) 会社の再建及び今後の営業に関する申立書（第17号様式。以下「申立書」という。）

2 前項第1号の申請書等は、再生又は更生計画認可決定日を基準日として作成しなければならない。ただし、当該申請書等のうち納税証明書については、再生又は更生計画認可決定日以降に証明されたものとする。

3 再申請をする者は、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 今後の資金調達の見通し
- (2) 業務の履行体制に係る技術者の雇用状況等
- (3) 下請業者、資材業者等との協力状況
- (4) 業務履行に必要な機械・機器類及び労務者の確保の状況
- (5) 市内における営業方針
- (6) 再生又は更生計画の実施状況
- (7) その他再審査のため必要な事項

4 再申請をする者は、前項各号に規定する事項について、市長の求めに応じ資料を提出しなければならない。

(資格の再審査)

第13条 市長は、再申請に係る審査（以下「再審査」という。）について、第5条の規定に準じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の再審査については、客観的事項は、前条第2項に規定する基準日における経営事項審査に基づくものとし、主観的事項は変更せずに格付を行うものとする。

(資格の再認定)

第14条 第6条第2項各号のいずれかに該当する場合又は資格の認定に係る市の定める要件を満たさない場合は、当該資格の再認定を行わないものとする。

2 前項に該当する者以外の者については、資格を再認定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、再申請後において再生又は更生手続の廃止が確定した場合は、資格の再認定を行わないものとする。ただし、会社更生法第50条第1項の規定による中止の場合は、この限りでない。

(再審査に係る結果の通知)

第15条 市長は、再審査の結果について、再申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により資格の再認定を行ったときは、有資格業者名簿を修正する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和7年度及び令和8年度以降の有資格業者名簿の登録に係る資格の申請手続等から適用し、この要綱の施行の際現に有資格業者名簿に登録されている者に係る資格の申請手続等は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和9年度及び令和10年度以降の有資格業者名簿の登録に係る資格の申請手続等から適用し、この要綱の施行の際現に有資格業者名簿に登録されている者に係る資格の申請手続等は、なお従前の例による。

別表第 1

各登録区分における登録業種（種目）

(1) 建設工事

業種
土木一式工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事

造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事

(2) 測量等

業種
測量サービス
建築設計・同関連サービス
建設コンサルタントサービス
地質調査サービス
補償コンサルタントサービス
不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続

(3) 物品調達

種目（業種）
衣服・靴・かばん・寝具等
家具・什器（厨房機器を除く）
室内装飾品
印刷・製本
車両・船舶
燃料・ガス・油脂
産業用機械（厨房機器を除く）
電気機器（厨房機器を除く）

映像・音響機器
通信機器
電子計算機・周辺機器
理化学・計測・光学機器
医療・介護・福祉用機器
薬品
医療用品、衛生用品
文具・事務用機器
厨房機器
土木・建設・建築材料
消防・防災・防犯用品
図書
運動用品
学校教材
楽器
農業・園芸用品
水道用品
看板・旗・標識・記章
日用雑貨（厨房機器を除く）
食糧品
贈答品
その他の物品
不用品買受け

(4) 役務の提供等

	業種
デザイン・広告・イベント	

映像・写真・図面等製作
調査・測定業務
通信サービス・ソフトウェア開発
賃貸借・リース・レンタル
建物設備保守・点検・管理
道路・公園・体育施設等保守・点検・管理
機器保守・点検・管理
建物清掃・害虫駆除
警備・受付
廃棄物処理
運搬・保管・旅客運送
車両・船舶等点検・整備
医療・福祉・給食
クリーニング
翻訳・通訳・速記等
その他の役務の提供等

別表第2

等級別格付基準

- 1 格付は、土木一式工事及び建築一式工事にあつてはS・A・B・Cの4階級に、とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事にあつてはA・B・C・Dの4階級に、その他の工事にあつてはA・B・Cの3階級に分けて行う。
- 2 前記の格付は、等級別にその基準を定め、業者についての客観的事項（以下「客観点」という。）に主観的事項（以下「主観点」という。）を加えた点数（以下「総合点」という。）に応じて行う。なお、主たる事務所を市外に有する業者については、客観点を総合点とし、格付を行わないものとする。
- 3 客観点の数値については、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）で定めるところの例により行うものとする。
- 4 主観点の審査項目及び点数は、次のとおりとする。

(1) 工事成績

ア 審査基準日の直前2年間に発注した別に定める契約金額以上の市及び郡山市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の工事の工事種別ごとの工事成績について、次の表により主観点を付与する。

工事成績点	主観点	工事成績点	主観点
93点以上	110点	74点	15点
92点	105点	73点	10点
91点	100点	72点	5点
90点	95点	71～69点	0点
89点	90点	68点	マイナス5点
88点	85点	67点	マイナス10点
87点	80点	66点	マイナス15点
86点	75点	65点	マイナス20点
85点	70点	64点	マイナス25点
84点	65点	63点	マイナス30点
83点	60点	62点	マイナス35点
82点	55点	61点	マイナス40点
81点	50点	60点	マイナス45点
80点	45点	59点	マイナス50点

79点	40点
78点	35点
77点	30点
76点	25点
75点	20点

58点	マイナス55点
57点	マイナス60点
56点	マイナス65点
55点以下	マイナス70点

イ 審査基準日の直前2年間に発注した市及び上下水道局の完成工事がないときは0点とする。

(2) 工事施工の状況

経営事項審査における年間平均完成工事高について、工事種別ごとの下請発注比率を算出し、以下の表により主観点を付与する。

土木工事	
下請発注比率	主観点
91%以上	マイナス40点
90～86%	マイナス20点
85～81%	マイナス16点
80～71%	マイナス12点
70～61%	マイナス8点
60～51%	マイナス4点
50%以下	0点

建築工事	
下請発注比率	主観点
96%以上	マイナス40点
95～91%	マイナス20点
90～86%	マイナス12点
85～81%	マイナス8点
80～71%	マイナス4点
70%以下	0点

(3) 優良建設工事の表彰

審査基準日の直前2年間に於いて郡山市優良建設工事の表彰を受けた者には、当該工事の工事種別ごとに10点の主観点を付与する。

(4) 新技術の登録又は活用の実績

入札参加資格審査の申請日（以下「申請日」という。）においてNETISへ工法・技術を登録している又は審査基準日の直前2年間に於いてNETISに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績がある者には、その内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア NETIS登録 5点

イ 登録工法等を活用した工事の施工実績 5点

(5) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入実績

申請日において、CCUSを導入している者に5点の主観点を付与する。

(6) BIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の施工実績

審査基準日の直前2年間に於いて国又は地方公共団体とBIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の請負契約を締結し竣工した者には、当該

工事の内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア BIM／CIMモデルを活用した工事 5点

イ ICTを活用した工事 5点

(7) 災害協定の締結及び応急対策業務の実績

申請日において市又は上下水道局と災害時における応急対策業務の支援に関する協定等（以下「本協定」という。）を締結している又は審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度（以下「過去2年度」という。）において本協定に基づく業務の実績がある者には、次の基準により主観点を付与する。

ア 本協定の締結のみ 5点

イ 本協定の締結に加え本協定に基づく業務の実績 10点

(8) 除雪委託契約の締結

過去2年度において市発注の除雪業務の契約実績がある者には、その実績に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 1年度のための契約締結 5点

イ 2年度の契約締結 10点

(9) 消防団員登録の状況

申請日において郡山市消防団に登録している従業員がいる場合は、その人数に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 1名～5名 3点

イ 6名～10名 5点

ウ 11名以上 10点

(10) アイラブロード事業の活動実績

審査基準日の属する年度の前年度中にアイラブロード事業の活動に参加し、事業所管所属へ当該年度における活動報告書を提出している者に5点の主観点を付与する。

(11) 刑務所出所者等協力雇用主としての登録

申請日において法務省福島保護観察所に協力雇用主として登録している者に5点の主観点を付与する。

(12) 福島県次世代育成支援企業制度の認証

申請日において認証を取得している者には、認証の内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 「働く女性応援」中小企業認証を取得している 5点

イ 「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している 5点

(13) 障がい者雇用の状況

申請日において障がい者を雇用している者には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する法定雇用障害者数及び障がい者の雇用状況に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 法定雇用障害者数が1人以上の場合でその人数と同数の障がい者を雇用している者 5点

イ 法定雇用障害者数が1人以上の場合でその人数を超えて障がい者を雇用している者 10点

ウ 法定雇用障害者数が0人の場合で障がい者を雇用している者 10点

(14) 新卒者採用の状況

新たに採用した新卒者を常時雇用し、かつ、申請日において継続して雇用している者には、その人数に応じ、20点を上限として、1人につき5点の主観点を付与する。

(15) ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加の状況

過去2年度においてふくしまゼロカーボン宣言事業へ参加している者には、その内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 事業への参加のみ 2点

イ 事業への参加に加え表彰を受けた場合 5点

(16) セーフコミュニティ活動推進事業所への参加登録

申請日においてセーフコミュニティ活動推進事業所として参加登録している者に5点の主観点を付与する。

(17) ふくしま健康経営優良事業所の認定

申請日においてふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている者に5点の主観点を付与する。

(18) 建設業法に基づく処分

審査基準日の直前2年間において建設業法の規定に基づく行政処分を受けた者には、処分の内容に応じて次の基準により主観点を付与する。

ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 マイナス10点

イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者

営業停止期間 3月未満 マイナス20点

3月以上6月未満 マイナス30点

6月以上 マイナス40点

(19) 指名停止

過去2年度において郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）第2条又は郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）第3条の規定に基づく指名停止を受けた者（公衆損害事故及び工事又は業務関係者事故によるものを除く。）には、その期間に応じて1週間につきマイナス1点の主観点を付与する。

(20) 資格の認定の取消し

審査基準日の直前2年間に於いて第10条の規定に基づく資格の認定の取消しを受けた者には、マイナス50点の主観点を付与する。ただし、当該資格に係る工事以外の工事種別については、マイナス25点の主観点を付与する。

(21) 公契約条例に基づく措置

過去2年度に於いて郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条、第8条又は第9条のいずれかの規定に基づく関係機関への通報、契約の解除、指名の停止等の措置を受けた者には、措置を受けた回数に応じ、次の基準により主観点を付与する。

ア 1回 マイナス10点

イ 2回 マイナス20点

ウ 3回以上 マイナス30点

5 等級別格付は、次のとおりとする。

(1) 土木一式工事

区 分	基 準 点 数
S	940点以上
A	780点以上940点未満
B	660点以上780点未満
C	660点未満

(2) 建築一式工事

区 分	基 準 点 数
S	810点以上
A	710点以上810点未満
B	650点以上710点未満
C	650点未満

(3) とび・土工・コンクリート工事

区 分	基 準 点 数
A	800点以上

B	680点以上800点未満
C	570点以上680点未満
D	570点未満

(4) 電気工事

区 分	基 準 点 数
A	800点以上
B	630点以上800点未満
C	630点未満

(5) 管工事

区 分	基 準 点 数
A	740点以上
B	690点以上740点未満
C	690点未満

(6) 舗装工事

区 分	基 準 点 数
A	830点以上
B	710点以上830点未満
C	550点以上710点未満
D	550点未満

(7) その他の工事

区 分	基 準 点 数
A	710点以上
B	610点以上710点未満

C	610点未満
---	--------

(注) 再生又は更生手続終結の決定を受けていない者については、上記の基準点数による区分の等級が最下位の等級である場合を除き、当該等級から1等級を降格して格付を行うものとする。この場合において、当該格付を行った者より、再生又は更生手続終結の決定を受けた旨の届出があった場合には、再度格付を行うものとする。

郡山市競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

郡山市長

本店 郵便番号

				-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

住所又は所在地

--

【登記上の所在地を記入してください】

商号又は名称

--

商号又は名称の
フリガナ

--

法人番号

--

代表者 職名

--

氏名

--

連絡先

電話		FAX	
メールアドレス			

令和・年度における郡山市の以下の区分に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、本申請書及び関係書類への記載事項は、全て事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと及び役員等に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者がいないことを誓約します。

【参加希望競争入札区分】

登録を希望する区分の「番号」に「○」を付けてください。

1 建設工事
2 測量等
3 物品調達
4 役務の提供等

【書類作成者】 事業所等名称

--

書類作成者氏名

--

〔役員又は従業員以外の第三者が書類を作成した場合は、作成者の身分を証明する書類の写しを添付してください。〕

連絡先電話番号

--

連絡先メールアドレス

--

1 申請者の詳細情報

- (1) 設立年月又は開業年月

明	・	大	・	昭	・	平	・	令
---	---	---	---	---	---	---	---	---

 年

 月
- (2) 営業年数

--	--	--

 年
- (3) 資本金

--	--	--	--	--	--	--	--

 千円
- (4) 総従業員数

--	--	--	--	--

 人
- (5) 市内本店又は営業所の有無

あり	なし
----	----
- (6) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

あり	なし
----	----

「あり」の場合、いずれかに「○」を付けてください。	→
---------------------------	---

再生（更生）手続きの開始を申し立てている。
再生（更生）手続きの開始が決定している。
再生（更生）計画の認可又は不認可が決定している。
再生（更生）手続きの終結の決定を受けている。

事実の発生日や事実の詳細が分かる以下の書類を、通常の提出書類と併せて追加提出してください。

- ・ 手続開始申出書 ・ 手続開始決定の通知書 ・ 開始決定及び手続移行の決定書
- ・ 手続終結決定の通知書 ・ その他現在の手続状況を確認できる書類

※ 令和 年 3 月 31 日までに手続終結の決定を受けている場合は、「なし」を選択してください。

2 委任先の設定の有無

- (1) 建設工事

なし	あり
----	----

郵便番号

--	--	--

 -

--	--	--

住所又は所在地

支店等名称

受任者

職名		氏名	
----	--	----	--

連絡先

電話		FAX	
メールアドレス			

- (2) 測量等

なし	あり
----	----

郵便番号

--	--	--

 -

--	--	--

住所又は所在地

支店等名称

受任者

職名		氏名	
----	--	----	--

連絡先

電話		FAX	
メールアドレス			

(3) 物品調達

なし	あり
----	----

郵便番号

				—				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

住所又は所在地

--

支店等名称

--

受任者

職名		氏名	
----	--	----	--

連絡先

電話		FAX	
メールアドレス			

(4) 役務の提供等

なし	あり
----	----

郵便番号

				—				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

住所又は所在地

--

支店等名称

--

受任者

職名		氏名	
----	--	----	--

連絡先

電話		FAX	
メールアドレス			

委 任 状

年 月 日

郡 山 市 長

[住所又は所在地]

[商号又は名称]

[代表者職氏名]

私は、下記のとおり代理人を定め、下記事項等を委任します。

記

1 代理人の役職名等

住 所 又 は 所 在 地	
営 業 所 等 名 称	
代 理 人 職 氏 名	

2 委任する登録区分（委任する登録区分の「□」に「✓」を付けてください。）

☐	建設工事	委任する業種
☐	測量等	
☐	物品調達	
☐	役務の提供等	

- 3 委任事項
- (1) 入札及び見積に関すること。
 - (2) 契約の締結に関すること。
 - (3) 契約の履行に関すること。
 - (4) 代金の請求及び受領に関すること。
 - (5) 復代理人選任に関すること。
 - (6) その他(1)～(5)に付随する一切のこと。

4 委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

[illegible]

外注費計算表

1 経営事項審査の平均完成工事高

- (1) 登録を希望する業種名を「申請業種」欄へ記入してください。
- (2) 「総合評定値通知書」から、当該業種における「平均完成工事高」を転記してください。

[illegible]

2 外注比率

- (1) 経営事項審査の平均完成工事高の平均年数を「」内に記入してください。
- (2) 下表の「外注費」欄は、今回の入札参加資格審査申請における審査基準日の前期、前々期、前々前期の決算に係る建設業財務諸表中「完成工事原価報告書」の外注費算定資料から、業種ごとに転記してください。2年平均の場合、前々前期の外注費は記入不要です。

経営事項審査の平均完成工事高の平均年数 「

[illegible]

※「平均（千円）」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

※「外注比率」欄は、小数点以下を切り捨てて記入してください。

主観的事項申告調書

・「□」には該当する箇所に「✓」を、それ以外の欄は、直接記入してください。

1 新技術の登録又は活用の実績

- (1) 申請日時点における新技術情報提供システム（NETIS）への登録の有無

NETIS 登録	☐ あり	☐ なし
----------	-----------------------------	-----------------------------

※要添付 当該技術の概要に関する資料

- (2) 審査基準日の直前2年間にNETISの登録工法・技術を活用した工事の施工実績の有無

工法・技術の活用	☐ あり	☐ なし
----------	-----------------------------	-----------------------------

※要添付 当該工事の施工概要が分かる竣工後カルテ（コリンズ・テクリズ）

2 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入実績

申請日時点における事業所のCCUSの導入実績の有無

CCUS 導入	☐ あり	☐ なし
---------	-----------------------------	-----------------------------

※要添付 登録完了の際に送付される受付書の写し

3 BIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の施工実績

審査基準日の直前2年間に国又は地方公共団体とBIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の施工実績の有無

BIM/CIMモデル活用した工事の施工実績	☐ あり	☐ なし
ICTを活用した工事の施工実績	☐ あり	☐ なし

※要添付 当該契約書及び仕様書又は証明書の写し

4 災害協定の締結及び応急対策業務の実績

- (1) 申請日時点における市又は市上下水道局との災害時における応急対策業務の支援に関する協定等締結の有無又は締結している団体等の会員

災害協定の締結	☐ あり	☐ なし
---------	-----------------------------	-----------------------------

- (2) 令和 年度及び令和 年度における市又は市上下水道局との災害時における応急対策業務の支援に関する協定等に基づいた業務の実績

実 績	☐ あり	☐ なし
-----	-----------------------------	-----------------------------

※要添付 締結団体等への加盟証明書（実績証明を含む。）（審査基準日以降に発行されたもの）

5 除雪委託契約の締結

令和 年度及び令和 年度における市発注の除雪業務契約実績の有無（道路の除雪に限る）

除雪委託契約実績	☐ 令和 年度	☐ 令和 年度	☐ 両方	☐ なし
----------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

※要添付 除雪業務委託契約書の写し（当該年度分）

6 消防団員登録の状況

申請日時点において郡山市消防団に登録している従業員の有無

雇 用 実 績	☐ あり	☐ なし
---------	-----------------------------	-----------------------------

「あり」の場合

人（11人まで申請可）

※要添付

・雇用を確認できる資料の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等）
・別紙「郡山市消防団登録者名簿」

7 アイラブロード事業の活動実績

令和 年度におけるアイラブロード事業の活動実績の有無

活 動 実 績	☐ あり	☐ なし
---------	-----------------------------	-----------------------------

※要添付 アイラブロード事業活動報告書の写し

8 刑務所出所者等協力雇用主としての登録

申請日時点における法務省福島保護観察所への協力雇用主としての登録の有無

協力雇用主登録 ☐ あり ☐ なし

※要添付 協力雇用主証明書の写し（審査基準日以降に発行されたもの）

9 福島県次世代育成支援企業制度の認証

申請日時点における福島県次世代育成支援企業の認証の有無

「働く女性応援」の認証取得 ☐ あり ☐ なし

「仕事と生活の調和」の認証取得 ☐ あり ☐ なし

※要添付 「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証書の写し

10 障がい者雇用の状況

申請日時点において継続して雇用している障がい者の有無

雇用状況	☐ 法定雇用障害者数が1人以上の場合でその人数と同数の障がい者を雇用している
	☐ 法定雇用障害者数が1人以上の場合でその人数を超えて障がい者を雇用している
	☐ 法定雇用障害者数が0人の場合で障がい者を雇用している

※要添付 法定義務あり

・申請日直近の障害者雇用状況報告書（受付印のあるもの）の写し
・当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳の写し

法定義務なし

・身体障害者手帳等の写し（本人承諾の上提出）
・当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳の写し

11 新卒者採用の状況

申請日時点において継続かつ常時雇用している新卒者の有無

雇用実績 ☐ あり ☐ なし

「あり」の場合

人（4人まで申請可）

※要添付

・卒業証書又は卒業証明書の写し
・雇用を確認できる資料の写し（当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳の写し等）

12 ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加状況

(1) 前年度末までのふくしまゼロカーボン宣言事業への参加の有無

事業への参加 ☐ あり ☐ なし

※要添付 事業への参加が確認できる書類

(2) 審査基準日の直前2年間にふくしまゼロカーボン事業への取組による受賞の有無

受賞の実績 ☐ あり ☐ なし

※要添付 表彰状の写し

13 セーフコミュニティ活動推進事業所への参加登録

申請日時点におけるセーフコミュニティ活動推進事業所への参加登録の有無

活動推進事業所への参加登録 ☐ あり ☐ なし

※要添付 郡山市セーフコミュニティ活動参加登録決定通知書の写し

14 ふくしま健康経営優良事業所の認定

申請日時点におけるふくしま健康経営優良事業所認定の有無

健康経営優良事業所の認定 ☐ あり ☐ なし

※要添付 福島県から発出された認定通知書又は認定状の写し

測量等における登録希望業種等申請書

分類	業種 番号	業種（種目）名	登録 希望	前期取扱高 （千円）	前々期取扱高 （千円）	平均年間取扱高 （千円）	技術者数 （延べ人数）	
測 量 等	1	測量サービス						人
	2	建築設計・同関連サービス						人
	3	建設コンサルタントサービス						人
	4	地質調査サービス						人
	5	補償コンサルタントサービス						人
	6	不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続						人

- ※ 登録を希望する業種に係る「登録希望」欄に「○」を付けてください。
 ※ 登録希望業種の営業年度ごとの取扱高（消費税抜き、千円未満切捨て）を記入してください。
 ※ 「平均年間取扱高」は、直近営業年度2か年度分の平均取扱高を小数点以下を切り捨てて記入してください。
 ※ 「技術者数」欄には上記で○を付けた業種に携わる技術者の延べ人数を記入してください。

【「2 建築設計・同関連サービス」に登録を希望する方のみ記入してください。】

「建築家賠償責任保険」への加入の有無及び保険金額		
1	有	2 無
		千円

- ※ 左欄は、該当する番号に「○」を付けてください。
 ※ 左欄が「1」の場合、右欄には事故1件当たりの保険金額（千円未満切捨て）を記入してください。

測量等審査調書

1 測量等に係る申請者の登録部門

(1) 「1 測量サービス」、「2 建築設計・同関連サービス」及び「6 不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続」のうちいずれかに登録をする場合、申請者が受注を希望する部門に「○」を付けてください。

番号	1			2																		6		
大分類	測量サービス			建築設計・同関連サービス																		不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続		
小分類	測量一般	地図の調製	航空測量	建築一般	工事監理（建築）	建築積算	計画	意匠	構造	暖冷房	空調	衛生	電気	造園	機械設備積算	工事監理（機械）	電気設備積算	工事監理（電気）	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画	不動産鑑定	土地家屋調査	登記手続
希望																								

(2) 「3 建設コンサルタントサービス」、「4 地質調査サービス」及び「5 補償コンサルタントサービス」に登録する場合、申請者が営業上の登録を受けている部門に「○」を付けてください。

番号	3																				4	
大分類	建設コンサルタントサービス																				地質サービス	
小分類	岸河川、砂防及び海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	建設機械	電気電子	地質調査
登録																						

番号	5							
大分類	補償コンサルタント							
小分類	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償
登録								

契約実績調書

登録区分	大分類名
その他の業務名	

- 1 登録希望区分・大分類名ごとに本書を作成し、審査基準日の直前2営業年度分の完成業務について、営業年度ごとに契約金額等を記入してください。
- 2 物品調達において、「30その他の物品」の「2その他」に登録する方は、「2その他」に記入した品目ごとに作成してください。
- 3 役務の提供等において、「17その他の役務の提供等」の「7その他」に登録する方は、「7その他」に記入した業務ごとに作成してください。
- 4 できる限り官公庁との契約を優先して記入してください。

前期				
業務名	発注者名	区分		契約金額（千円）
		元請	下請	

前々期				
業務名	発注者名	区分		契約金額（千円）
		元請	下請	

- ※ 下請業務は、元請負業者を「発注者名」欄に、下請業務名を「業務名」欄に記入してください。
- ※ 「区分」欄は、該当する区分に「○」を付けてください。

測量等技術者資格一覧表

- 1 申請日現在の人数を記入してください。
- 2 複数の資格を持つ方がいる場合は、該当する全ての資格に記入してください。
- 3 登録希望業種に関係なく、各資格を有する方についての人数を記入してください。
※ 無資格で実務経験のみの方は除きます。
- 4 支店等を委任先として設定する場合は、「人数」欄の（ ）に、委任先に在籍する人数も記入してください。

資格コード	資格名称	人数	資格コード	資格名称	人数
1	測量士	()	40	上下水道-上水道及び工業用水道	()
2	測量士補	()	41	上下水道-下水道	()
3	不動産鑑定士	()	42	上下水道-水道環境	()
4	土地家屋調査士	()	43	衛生工学-大気管理	()
5	司法書士	()	44	衛生工学-水質管理	()
6	補償業務管理士	()	45	衛生工学-廃棄物管理	()
7	地質調査技士	()	46	衛生工学-空気調和	()
8	1級土木施工管理技士	()	47	衛生工学-建築環境	()
9	2級土木施工管理技士	()	48	農業-農業土木	()
10	環境計量士（濃度関係）	()	49	森林-森林土木	()
11	環境計量士（騒音・振動関係）	()	50	水産-水産土木	()
12	第1種電気主任技術者	()	51	応用理学-地質	()
13	第1種伝送交換主任技術者	()	技術士 機械部門		
14	線路主任技術者	()	52	機械設計	()
技術士 総合技術監理部門			53	材料力学	()
15	機械-機械設計	()	54	機械力学・制御	()
16	機械-材料力学	()	55	動力エネルギー	()
17	機械-機械力学・制御	()	56	熱工学	()
18	機械-動力エネルギー	()	57	流体力学	()
19	機械-熱工学	()	58	交通・物流機械及び建設機械	()
20	機械-流体力学	()	59	ロボット	()
21	機械-交通・物流機械及び建設機械	()	60	情報・精密機器	()
22	機械-ロボット	()	技術士 電気電子部門		
23	機械-情報・精密機器	()	61	発送配変電	()
24	電気電子-発送配変電	()	62	電気応用	()
25	電気電子-電気応用	()	63	電子応用	()
26	電気電子-電子応用	()	64	情報通信	()
27	電気電子-情報通信	()	65	電気設備	()
28	電気電子-電気設備	()	技術士 建設部門		
29	建設-土質及び基礎	()	66	土質及び基礎	()
30	建設-鋼構造及びコンクリート	()	67	鋼構造及びコンクリート	()
31	建設-都市及び地方計画	()	68	都市及び地方計画	()
32	建設-河川、砂防及び海岸・海洋	()	69	河川、砂防及び海岸・海洋	()
33	建設-港湾及び空港	()	70	港湾及び空港	()
34	建設-電力土木	()	71	電力土木	()
35	建設-道路	()	72	道路	()
36	建設-鉄道	()	73	鉄道	()
37	建設-トンネル	()	74	トンネル	()
38	建設-施工計画、施工設備及び積算	()	75	施工計画、施工設備及び積算	()
39	建設-建設環境	()	76	建設環境	()

資格 コード	資格名称	人数
技術士 上下水道部門		
77	上下水道及び工業用水道	()
78	下水道	()
79	水道環境	()
技術士 衛生工学部門		
80	大気管理	()
81	水質管理	()
82	廃棄物管理	()
83	空気調和	()
84	建築環境	()
技術士 農業部門		
85	農業土木	()
技術士 森林部門		
86	森林土木	()
技術士 水産部門		
87	水産土木	()
技術士 応用理学部門		
88	地質	()
R C C M		
89	河川、砂防及び海岸・海洋	()
90	港湾及び空港	()
91	電力土木	()
92	道路	()
93	鉄道	()
94	上水道及び工業用水道	()
95	下水道	()
96	農業土木	()
97	森林土木	()
98	造園	()
99	都市及び地方計画	()
100	地質	()
101	土質及び基礎	()
102	鋼構造及びコンクリート	()
103	トンネル	()
104	施工計画、施工設備及び積算	()
105	建設環境	()
106	機械	()
107	水産土木	()
108	電気電子	()
109	廃棄物	()
110	建設情報	()

資格 コード	資格名称	人数
前記以外の資格		
111	構造設計 1 級建築士	()
112	設備設計 1 級建築士	()
113	1 級建築士	()
114	2 級建築士	()
115	建築設備士（建築設備資格者）	()
116	建築積算士（建築積算資格者）	()
117	土地区画整理士	()
118	不動産鑑定士補	()
119	公共用地取得実務経験者	()
120	日本下水道事業団法施行令第 4 条第 1 項に定める技術検定（第 1 種技術検定合格）	()
121	日本下水道事業団法施行令第 4 条第 1 項に定める技術検定（第 2 種技術検定合格）	()
122	下水道法施行令第 15 条のうち、第 1 号から第 6 号に定める資格を有する者	()
123	その他の資格（ ）	()
	その他の資格（ ）	()
	その他の資格（ ）	()

物品調達における登録希望種目等申請書

1 登録希望種目

順位	大分類	小分類	取扱品目（品名を具体的に記入）
1			
2			
3			
4			

- ※ 登録を希望する種目（大分類）を希望する順に最大4位まで記入してください。
- ※ 種目（大分類）ごとに取扱可能な営業品目（小分類）をすべて記入し、納入できる取扱品目を具体的に記入してください。

2 取扱メーカー等

代理店・特約店等		その他取扱メーカー
代理店・特約店等区分	契約相手方	

- ※ 代理店、特約店等になっている場合は、その契約書または証明書等の写しを添付してください。
- ※ その他取扱メーカーがある場合には、なるべく多く記入してください。

3 年間取扱高

(単位：千円)

		前期取扱高	前々期取扱高	平均年間取扱高
登録希望種目の順位 (上記1の順位)	第1位			
	第2位			
	第3位			
	第4位			

- ※ 登録希望種目（大分類）の営業年度ごとの取扱高（消費税抜き、千円未満切捨て）を記入してください。
- ※ 「平均年間取扱高」は、直近営業年度2か年度分の平均取扱高を小数点以下を切り捨てて記入してください。

4 登録希望種目に関する許認可等

許認可等名称

※ 登録希望種目（大分類）に関して取得している許可、認可、登録等について記入してください。

※ 記載した許認可等の証明書等の写しを添付してください。

印刷物取扱等調査票

業者番号		印刷登録順位	
商号又は名称			

印刷・製本に登録を希望する場合は、次の1から3までの項目に記入の上、必ず提出してください。

1 取扱いのできる印刷物に関する事項

※取扱い可能な場合は、記入欄に「○」を付けてください。

印刷区分			記入欄	印刷区分	記入欄
一 般	単頁物 (チラシ・ポスター・パンフレット等)	単色		シルク	
		4色		シール	
		5色以上		カード	
	複数頁物 (冊子・製本・パンフレット等)	単色		偽造防止用紙	
		4色		B Pコート紙	
		5色以上		オンデマンド	
	複写帳票 (カーボン・ノンカーボン等)	単色		地図調整	
		4色		段ボール	
		減感インキ		名刺葉書	
封筒	既製封筒			点字	
	別注封筒 (窓あき封筒含む)			S Pコード	
その他取扱可能なものがあれば右欄に記入してください。					

2 用紙・インキの利用権の取得状況

※取得済のものには、記入欄に「○」をつけてください。

用紙	記入欄	インキ	記入欄
FSC森林認証紙マーク		ベジタブルインキマーク	
() マーク		ノンVOCインキマーク	
() マーク		() マーク	

3 印刷工程に関する事項

※各工程ごとに「外注」、「自社」又は両方の欄に「○」をつけ、自社の場合、所有している機器名称を記入してください。

工程	外注	自社	機器名称
プリプレス			(例) パソコン・スキャナ・CTPシステム・PS版自動現像機・カラーレーザープリンタなど

工程	外注	自社	機器名称
印刷業務			(例) 菊全判4色オフセット輪転機・A3判4色オンデマンド印刷機・4色名刺葉書印刷機など

工程	外注	自社	機器名称
製本業務			(例) 裁断機・紙折機・帳合機・ミシン機・穿孔機など

役務の提供等における登録希望業種等申請書

(単位：千円)

	業種名	登録希望	前期年間取扱高	前々期年間取扱高	平均年間取扱高
1	デザイン・広告・イベント				
2	映像・写真・図面等製作				
3	調査・測定業務				
4	通信サービス・ソフトウェア開発				
5	賃貸借・リース・レンタル				
6	建物設備保守・点検・管理				
7	道路・公園・体育施設等保守・点検・管理				
8	機器保守・点検・管理				
9	建物清掃・害虫駆除				
10	警備・受付				
11	廃棄物処理				
12	運搬・保管・旅客運送				
13	車両・船舶等点検・整備				
14	医療・福祉・給食				
15	クリーニング				
16	翻訳・通訳・速記等				
17	その他の役務の提供等				

※ 登録を希望する業種の「登録希望」欄に、「○」を付けてください。

※ 登録希望業種の営業年度ごとの取扱高（消費税抜き、千円未満切捨て）を記入してください。

※ 「平均年間取扱高」は、直近営業年度2か年度分の平均取扱高を小数点以下を切り捨てて記入してください。

※ 各業種（大分類）において「その他」を選択した場合は、主な業務内容を「登録希望業種に係る受注可能業務調書（第13号様式）」へ記入してください。

登録希望業種に係る受注可能業務調書

※ 登録を希望する大分類において、小分類（その他）を選択した場合、受注可能な業務の内容を記入してください。

【例】警備・受付：不法投棄物監視業務、プール監視業務 等

大分類		受注可能業務	大分類		受注可能業務
1	デザイン・広告・イベント		5	賃貸借・リース・レンタル	
2	映像・写真・図面等製作		6	建物設備保守・点検・管理	
3	調査・測定業務		7	道路・公園・体育施設等保守・点検・管理	
4	通信サービス・ソフトウェア開発		8	機器保守・点検・管理	

大分類		受注可能業務	前期年間取扱高	前々期年間取扱高	平均年間取扱高
17	その他の役務の提供等				

※ 「17その他の役務の提供等」の「7その他」に登録する方は、受注可能な業務の内容を記入するとともに、受注可能業務の営業年度ごとの取扱高（消費税抜き、千円未満切捨て）を記入してください。

※ 「平均年間取扱高」は、直近営業年度2か年度分の平均取扱高を小数点以下を切り捨てて記入してください。

必須資格等一覧表

- 1 登録を希望する業種（大分類）及び業務（小分類）の番号に「○」を付けてください。
 2 提出する資格等の確認欄にチェック（✓）を記入し、**資格者証等の写し（1名分）を添付**してください。

大分類	小分類	小分類名		資格等名称	申請者 確認欄	市 確認欄
1	5	屋外広告サービス（交通広告サービスを除く）		【登録】屋外広告業登録通知書	☐	☐
	6	交通広告サービス			☐	☐
3	2	環境計量証明サービス	ばい煙測定・排気ガス測定 （右記資格等すべて）	【許可】計量証明事業登録証（濃度） 【資格】計量士登録証（環境計量士）	☐	☐
			粉じん測定 （右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物空気環境測定業登録証明書 【資格】第一種作業環境測定士（鉱物性粉じん）	☐	☐
			水質検査 （右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物飲料水水質検査業登録証明書 【登録】登録水質検査機関 （水道法第20条第3項に基づく登録） 【資格】建築物環境衛生管理技術者	☐	☐
			上記以外のサービス （右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物空気環境測定業登録証明書 【登録】建築物環境衛生総合管理業登録証明書 【資格】空気環境測定実施者（講習会修了証書） 【資格】建築物環境衛生管理技術者 【資格】計量士登録証（環境計量士） 【許可】計量証明事業登録証	☐	☐
					☐	☐
					☐	☐
					☐	☐
					☐	☐
					☐	☐
					☐	☐
5	2	医療用機器のリース・レンタル	（右記資格等のうち1つ以上）	【許可】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 【登録】管理医療機器販売業・貸与業届出書 【許可】医療機器修理業許可証	☐	☐
					☐	☐
6	2	空調設備保全管理	（右記資格すべて）	【資格】ボイラー技士（特級～二級） 【資格】危険物取扱者（甲種～丙種）	☐	☐
	3	消防設備保全管理	消防設備点検 （右記資格等のうち1つ以上）	【資格】消防設備士（甲種・乙種） 【資格】消防設備点検資格者（第一種・第二種）	☐	☐
			防火設備点検 （右記資格等のうち1つ以上）	【資格】建築士（一級・二級） 【資格】防火設備検査員	☐	☐
					☐	☐
	4	昇降機設備保全管理		【資格】昇降機等検査員	☐	☐
	7	自家用電気工作物保守点検	（右記資格のうち1つ以上）	【資格】電気主任技術者（第一種～第三種） 【資格】電気工事士（第一種）	☐	☐
	9	下水処理サービス		【許可】下水道処理施設維持管理業者登録証	☐	☐
8	1	医療用機器保守・管理サービス	（右記資格等のうち1つ以上）	【登録】地下タンク等定期点検事業者認定証 【資格】地下タンク等定期点検技術者講習修了証	☐	☐
					☐	☐
9	2	建物清掃サービス	（右記資格等のうち1つ以上）	【許可】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 【登録】管理医療機器販売業・貸与業届出書 【許可】医療機器修理業許可証	☐	☐
	5	建物飲料水貯水槽清掃	（右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物清掃業登録証明書 【資格】清掃作業監督者（講習会修了証書）	☐	☐
				【登録】建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書 【資格】貯水槽清掃作業監督者（講習会修了証書）	☐	☐
	6	建物ねずみ昆虫等防除	（右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書 【資格】防除作業監督者（講習会修了証書）	☐	☐
10	1	機械警備サービス	（右記資格等すべて）	【許可】警備業者認定標識 【許可】福島県公安委員会への営業所設置等届出書 ※県外事業者のみ 【資格】機械警備業務管理者資格者証	☐	☐
	2	常駐警備サービス		【許可】警備業者認定標識 【許可】福島県公安委員会への営業所設置等届出書 ※県外事業者のみ	☐	☐
					☐	☐
11	1	し尿処理サービス	※福島県又は郡山市が許可したものに限る	【許可】一般廃棄物収集運搬業許可証（し尿）	☐	☐
	2	浄化槽清掃サービス		【許可】浄化槽清掃業許可証	☐	☐
	3	浄化槽保守点検サービス	※郡山市が許可したものに限る	【許可】浄化槽保守点検業者登録証	☐	☐
	4	ごみ収集運搬サービス		【許可】一般廃棄物収集運搬業許可証	☐	☐
	5	ごみ処分サービス		【許可】一般廃棄物処分業許可証	☐	☐
	6	産業廃棄物収集運搬サービス	※福島県又は郡山市が許可したものに限る	【許可】産業廃棄物収集運搬業許可証	☐	☐
	7	特別管理産業廃棄物収集運搬サービス		【許可】特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	☐	☐
	8	産業廃棄物処分サービス		【許可】産業廃棄物処分業許可証	☐	☐
	9	特別管理産業廃棄物処分サービス		【許可】特別管理産業廃棄物処分業許可証	☐	☐
12	1	貨物自動車運送サービス（引越サービス、宅配便サービスを除く）	（右記資格のうち1つ以上）	【許可】貨物自動車運送事業許可（特定・一般） 【登録】貨物軽自動車運送事業届出 【許可】貨物利用運送事業許可	☐	☐
	2	美術品・貴重品輸送サービス			☐	☐
	3	引越サービス			☐	☐
	4	宅配便サービス			☐	☐
	7	旅客輸送サービス	（右記資格のうち1つ以上）	【許可】一般乗合旅客自動車運送事業の経営の許可書 【許可】一般乗用旅客自動車運送事業の経営の許可書 【許可】一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可書 【許可】特定旅客自動車運送事業の経営の許可書	☐	☐
	8	旅行サービス	（右記資格のうち1つ以上）	【許可】旅行業許可 【登録】旅行業者代理業	☐	☐
17	6	選挙ポスター掲示場設置		【登録】屋外広告業登録通知書	☐	☐

競争入札参加資格審査申請事項変更届

郡山市長

年 月 日

届出者
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名
法人番号

変更
下記のとおり
廃業
したので届出します。

記

- 1 登録区分
- ☐ 建設工事

(業者番号:)
- ☐ 測量等

(業者番号:)
- ☐ 物品調達

(業者番号:)
- ☐ 役務の提供等

(業者番号:)

2 変更事項

変更（廃業）事項	変更前	変更後	変更年月日

入札参加受付番号